

令和6年度事業計画

1 目指すべき姿(ビジョン)

社会福祉法人かながわ共同会は、県の指定管理者評価委員会が指摘した法人がバナンスを改善させる一方、法人悲願である津久井やまゆり園の再生（意思決定支援、安心して安全に生活できる場の確保、地域生活移行の促進）を果たすとともに、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤を安定化させ、厚木精華園、愛名やまゆり園の将来を担う準備が整い、神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」の実現に指定管理者として貢献することで、「ともに生きる社会」の実現に大きく貢献している法人を目指します。

2 事業方針

令和6年度は、第六期中期計画（計画期間：令和4年度～7年度）後半の1年目に当たります。計画期間前半、当法人を巡る情勢は再び大きく変化しました。先ず、令和4年度を以て、当法人による県立芹が谷やまゆり園の運営が終了となりました。加えて、昨年12月、神奈川県は『県立障害者支援施設の方向性ビジョン』を策定し、厚木精華園については「民間法人へ移譲」、津久井やまゆり園、愛名やまゆり園については「引き続き方向性を検討」と位置づけました。

こうした中、昨年4月（認定は8月）に厚木精華園、11月、12月と連続して愛名やまゆり園で法人職員による利用者虐待が続いており、特に昨年11月の事案では、法人職員が再び警察に逮捕されるなど、あつてはならない事態となっています。

こうした中にあっても、法人としての目指すべき姿（ビジョン）を職員一人ひとりがしっかりと踏まえながら、今、何をしなければならないか、バックキャストの考え方にしっかりと立ちながら、一つひとつの事業を着実に達成していく必要があります。

但し、今、最も法人各園に求められ、必要とされていることは、法人各園の利用者支援の立て直し・改善、利用者虐待の根絶です。それなくしては、3つの県立障害者支援施設を運営し、神奈川県が進めている当事者目線の障がい福祉を担う法人としての将来はありません。これは単に法人各園の将来のためだけではなく、利用者とそのご家族、そして常日頃からお信頼をお寄せいただいている関係者の皆様のご心配、ご懸念を払底するためにも、こうした不退転の決意を持って、令和6年度の各種事業に取り組んでまいります。

2 重点プロジェクト

【重プロ最重要「虐待の根絶を目指して」】

令和5年4月28日に厚木精華園生活2課で職員による虐待行為が発生し、11月2日に愛名やまゆり園生活2課で職員による虐待行為が発生し、さらに12月16日に再び同園生活1課で職員による虐待行為が発生しました。これは、これまで法人が実践してまいりました障がい者支援の根底から揺るがす大変な事態であり、利用者、ご家族、神奈川県、支給自治体及び地域の皆様などから失われた信頼を回復し、法人から虐待を根絶させなくてはなりません。

そのため、「虐待の根絶を目指して」を重点プロジェクトの最重要施策として、位置づけて取り組んでまいります。

(1) 虐待事案再発防止策の実施

- ① 愛名やまゆり園における職員暴力事案再発防止策の実施
 - ・当事者目線の障がい者支援の理念及び園の運営、支援方針の周知徹底
 - ・会議や研修体制の見直しと現場支援員確保
 - ・地域移行を意識した日中活動の見直し
 - ・問題行動の情報共有と応援体制の充実
 - ・インカムの導入
 - ・見守りカメラ運用の見直し
 - ・障がい当事者の参画推進
 - ・外部コンサルティングの更なる拡充
 - ・自閉スペクトラム症及びアンガーマネジメント等の研修強化
 - ・現場職員のセルフチェックと幹部職員ラウンドの強化
 - ・緊急職員面談の実施
- ② 抜本的な改革としての外部有識者導入（第三者委員会も含む。）等の取り組み

【重プロ1「法人ガバナンス改善に向けて」】

(1) 法人理念の見直し

一昨年1月の神奈川県の指定管理者評価委員会評価報告書において、当法人は「ガバナンス・法人運営の点においては、全般的に改善が必要と認められた」と指摘を受けるとともに、前理事長を含めた役員3名が交代することになりました。法人役員の交代は「新しい共同会になって再スタートする」という決意表明にはなりますが、それだけでは「法人全体の改革」にはなりません。そこで、法人として、新たなスタートを切るに当たり、法人の基本理念について点検を行い、時代の変化にそぐわない箇所等を見直すことにより、

法人全体の意識改革を断行します。

- ① 法人理念の点検・見直し

(2) 理事会・評議員会運営の充実強化

社会福祉法人の運営において、理事会と評議員会は、法人ガバナンスの要です。法人の定款、定款施行細則等の運営諸規程に基づき、法令順守や情報開示の充実強化、外部理事の増設、監事との連携強化に向けて、長年の運営慣行等を積極的に見直し、法人ガバナンスの改善に努めます。

- ① 理事会運営の充実強化
- ② 評議員会運営の充実強化

(3) 理事長と職員との意見交換の実施

法人ガバナンスを改善するためには、風通しのよい職場であることは必要不可欠です。法人は4月からは、4園1施設を運営し、地域も相模原市北部から秦野市までの広範囲に散在しているため、従来から法人は様々な会議体（法人諸会議）を開催し、風通しのよい職場づくりに努めてきましたが、実際は、上意下達の会合であったり、資料作成や移動に時間がかかるなど、十分な効果を上げることができませんでした。そこで、理事長等の法人幹部が各園・施設等の現場を回り、現場の職員と直接意見交換することにより、風通しのよい職場づくりを推進してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症まん延等の渦中においては、ICT機器の活用等も検討してまいります。

- ① 理事長と職員との意見交換の実施

(4) 公正・透明な職場づくりの推進

風通しのよい職場づくりの一環として、法人内に新たに「公正・透明な職場づくり相談窓口」を設置し、法人・各園における公正・透明な職場づくりを積極的に支援してまいります。

- ① 公正・透明な職場づくりの推進

(5) 外部コンサルティングの積極的活用

「閉鎖的で管理的な施設運営」と指摘され易い各園・施設の運営体質を積極的に改善していくため、意思決定支援アドバイザー等の外部コンサルティングを各園・施設とも積極的に活用し、利用者の権利擁護、支援の改善を進めてまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、より活用を進めていきます。

- ① 高齢期障がい者の意思決定支援と暮らしについて(意思決定支援の実践に向けて)【厚木】
- ② 専門的な支援技術の習得とチームワークの醸成【愛名】

③ 権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の根絶【津久井及び愛名】

④ 事故不祥事への対応と組織活性化への取組み【津久井】

(6) 組織活性化のための5S活動の津久井やまゆり園での自主的継続

職員による自発的な意識や行動の変革を促し、組織の活性化を目指すために、リスクマネジメントとして有効であるとされている5S活動の手法を、令和5年度は津久井やまゆり園で「明日づくり委員会」として実施、令和6年度以降は津久井やまゆり園の運営会議の中に位置づけて実施します。

(7) 秦野精華園における法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の34年間のあゆみは、神奈川県における知的障がい者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

① かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化

② ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催

③ 常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進

④ 利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施

⑤ 軽度知的障がい者支援のポイント研修の開催

⑥ 虐待根絶に向けた権利擁護思想の育成（職員・利用者共に）

(8) 津久井やまゆり園における事故不祥事への対応と組織活性化への取組み

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織として迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度と4年度に取り組んだ「組織活性化のための5S活動」の理念を基に、風通しのよい組織風土の醸成と、職員が楽しく働くことができる職場づくりを目指してまいります。

① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見

② 組織活性化のための5S活動の実践

③ 風通しの良い組織風土作りの醸成

④ 職員が楽しく働くことができる職場づくり

【重プロ2「当事者目線の障がい福祉に向けて」】

(1) 津久井やまゆり園意思決定支援の法人内普及・展開

津久井やまゆり園における意思決定支援の取組みは、利用者の意思決定の支援だけでは

なく、利用者支援全般の改善に大きく寄与することが明らかになっています。そこで、法人では、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園で取り組んだ意思決定支援を普及・展開できるよう、統括管理室に意思決定推進担当部長と4名の専従組織を設け、各園との兼務配置を行い、園と連携して推進できる体制を構築し、積極的に推進してまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の発生があり、利用者の意思決定支援の促進の重要性は高まっており、津久井やまゆり園における意思決定支援の取組みを基本として、各園・事業所の特徴に合わせた意思決定支援に推進してまいります。

- ① 津久井やまゆり園意思決定支援についての研修会の実施
- ② 津久井やまゆり園意思決定支援に係る啓発資料の作成
- ③ 津久井やまゆり園との職員交流
- ④ 法人各園等の利用者や事業等の特徴に合わせた意思決定支援の推進

(2) 当事者目線の障がい福祉を担う人材育成の充実と職場風土の改善

県立障害者支援施設の設置者である神奈川県が目指す当事者目線の障がい福祉を担い、日々の利用者支援において能動的・積極的に支援等の業務を実践できる人材を育成するために、専門性を高める研修の強化と、人材育成を醸成する職場風土への改善に努めてまいります。

- ① 当事者目線の障がい福祉を担う職員研修の推進
- ② 人権侵害防止と意思決定支援を推進できる職員育成と職場の確立
- ③ スペシャリスト育成制度の検討

(3) 障がい当事者・利用者の参画推進

神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」を担う法人として、障がい当事者・利用者の、更なる園運営や法人運営への参画を積極的に推進してまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、より参画を進めていきます。

- ① 理事会・評議員会等における障がい当事者の参画推進
- ② 職員研修における障がい当事者等の参画推進
- ③ 各運営協議会等における障がい当事者等の参画推進

(4) 支援改善担当理事による支援改善の推進

利用者支援の更なる改善を積極的に進めるため、新たに設置した支援改善担当理事の職務遂行が円滑、効果的に実施できるよう各園との調整を進めてまいります。

- ① 身体拘束解除に向けた支援改善への取組み
- ② 当事者目線の支援に向けた支援改善への取組み
- ③ 支援改善担当理事からの助言の活用および現場職員との意見交換の実施【愛名】

(5) 希望の丘はだのにおける地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの自立支援プログラムを構築していきます。

- ① グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施の定着
- ② 地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援
- ③ 生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の定期開催の定着
- ④ 卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

(6) 秦野精華園における地域生活支援の充実

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

- ① ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの安定運営と支援体制の再編
- ② 契約更新を2年～3年後に迎える既存ホームの建て替えや移転に向けたオーナーとの事前折衝の開始（3ホーム程度を予定）を実施したが、オーナー側から建築費高騰により建て替えや新規建設が難しいとの意向が示された為、折衝を断念し、秦野駅、東海大学前駅周辺の既存物件等での新規ホーム設置計画に変更。

(7) 愛名やまゆり園における地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する（福）敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

- ① ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築
- ② 厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】
- ③ 地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

(8) 厚木地区相談支援事業の充実強化

令和6年度より、厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、あつあい相談支援事業所として、市町村からの委託相談等の受託の方向性を強化してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向け

てカリキュラムを検討してまいります。

- ① 相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施
- ② 相談支援のための人材育成システムの検討

(9) 愛名やまゆり園における重度・重複障がい等の専門的な支援と当事者目線の支援の取組み

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けて導入したコンサルテーション事業を活用し、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取り組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やし、令和4年度に作成した意思決定支援ヒアリングシートを活用して支援を行います。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、利用者の気持ちにたって実践していきます。

- ① 外部コンサルテーションを、寮の現場で直接指導を受ける形での実施。
- ② 個人記録への反映
- ③ スtrenグスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成とヒアリングシートの随時更新
- ④ 寮、事業所ごとに利用者自治会の開催及び園全体の利用者自治会の支援
- ⑤ 利用者の意見を園運営に反映
- ⑥ 当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施
- ⑦ 地域生活移行を見据え、日中活動の見直し

(10) 津久井やまゆり園における当事者目線による意思決定支援の推進

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジメントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

また、意思決定支援の実践者として、これまでの実績を活かし、神奈川県と連携を図りながら意思決定支援の普及啓発に取り組んでまいります。

- ① 当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ② 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ③ 利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ④ 利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑤ 利用者の意見を園運営に反映

⑥ 意思決定支援の普及啓発

(11) 津久井やまゆり園における地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化

ご本人の望む生活や地域生活移行を進めるため、グループホームでの生活や通所事業所等での作業活動を体験する「チャレンジ活動」の充実を図ってまいります。日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等を利用いただくなど、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めてまいります。また、外部に当園の生活介護事業の従たる事業所を設置するための検討と準備を進めてまいります。

- ① 地域生活移行に向けた支援の推進
- ② 利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取り組み
- ③ 本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④ 地域生活及び居住の支援
- ⑤ 在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ
- ⑥ 生活介護事業の従たる事業所を設置するための検討・準備

(12) 津久井やまゆり園における権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の根絶

支援における取り組みを検証する津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を定期的開催し、委員の皆様から外部の視点で活発なご意見をいただき、日々の支援に反映させることで、権利擁護の推進と身体拘束によらない支援に努めてまいります。また、身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会の開催や職員の業務負担の軽減、応援体制の整備を図るなど、身体拘束によらない支援構築、虐待の根絶に努めてまいります。

- ① 津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の開催
- ② 身体拘束によらない支援の取り組み
- ③ 虐待の根絶に向けた取り組み
- ④ 職員の業務負担の軽減、応援体制の整備
- ⑤ 第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

(13) 津久井やまゆり園におけるグループホーム事業の再整備

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームを、令和7年度中の新規開設を目標に準備を進めてまいります。また、既存グループホームの更なる支援サービスの向上に取り組んでまいります。

- ① 利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ② 既存グループホームの更なる支援サービスの向上

(14) 津久井やまゆり園における直営施設の再整備

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再

整備に取り組んでまいります。

- ① 生活介護事業所の新設・再編に向けた検討・準備
- ② 若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方検討とその結果による取組み

【重プロ3「津久井やまゆり園の再生に向けて」】

※ 津久井やまゆり園の全重点施策が該当（後掲）

【重プロ4「秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化」】

平成 29 年度に県から移譲された秦野精華園は 4 人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も 100 名から 60 名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも希望の丘はだのの就労移行支援事業を引き継ぎ、就労継続支援 B 型（地域生活利用者の受け入れ体制）、生活介護とあわせて定員 40 名で再スタートしました。また、就労定着支援事業とあわせた切れ目のない福祉サービス事業の展開を行い、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和 2 年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員 40 名、通所定員 10 名（生活介護 32、生活訓練 8）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせての歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、歳出超過構造の解消に努めてまいります。

- ① 希望の丘はだの及び秦野精華園の事業再編
- ② 地域生活移行後の通所就労移行支援体制の確立
- ③ 秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の継続
- ④ 秦野精華園における重度個別支援体制（重度障がい者支援加算（Ⅱ））の全ての課での導入
- ⑤ 希望の丘はだののユニット加算（障がい者地域生活サポート事業）の対象者受け入れ促進
- ⑥ 秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化の確立

- ⑦ 支援ニーズに合致した手厚い支援体制の日中支援型ホーム等への見学、体験入所の推進
- ⑧ 特別支援学校、児童施設等への利用者確保（特に女性利用者）活動PR活動の再開促進と高等部1、2年生の事前体験利用としての短期入所受入れ開始。
- ⑨ 希望の丘はだのにおける地域生活定着支援センターと連携した触法ケースの受入れ推進と支援体制の確立

【重プロ5「人財(材)の確保に向けて」】

社会における福祉現場が人材不足にある中、法人はこれまで人材確保に努めてきましたが、欠員の状況が続いていることは法人の安定した経営に対する重大な課題となっています。令和4年度末で指定管理期間が満了した芹が谷やまゆり園職員の法人内異動により欠員解消は一時的にできましたが、離職者の抑制はできない上にコロナ禍が落ち着くと同時に発生した介護人材不足の状況悪化によりますます厳しい状況にあります。

令和5年度は、欠員の状況が厳しい女性生活課職員職場の改善に向けて取り組みを行いました。引き続き離職防止の取り組みを進めると共に、人材確保に向けてあらゆる施策の実施を行い、欠員解消に向けて努めてまいります。

また、総務部門の人材確保と育成に対する課題について、令和5年度から体制を強化し、業務の集約化等の第六期中期計画を着実に推進してまいります。

- ① 積極的な職員採用の実施（学校訪問等の積極的な実施、年4回採用）と職員確保の実施（人材派遣の導入）
- ② 離職抑制への取り組み（メンター制度導入、役職定年制導入、就業場所限定制度導入）
- ③ 法人立である秦野精華園・希望の丘はだのの就業体制・制度の検証・検討
- ④ 業務の集約化とアウトソーシングの検討
- ⑤ 女性寮の勤務体制の維持及び女性支援員の確保の検討

【重プロ6「県立施設のビジョンに対する法人の将来に向けて」】

（1）厚木精華園の県立施設のビジョンに対する法人の将来に向けて

2年後の指定管理運営終了後、県立障がい者支援施設の方向性のビジョンを受けて、法人の将来を見据えた取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ① 園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ② 第2期の実績評価
- ③ 事業計画の検討
- ④ 利用者の意思決定支援の取り組みから、地域生活移行
- ⑤ 建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らし

やすい生活環境づくり

(2) 愛名やまゆり園の次期指定管理運営（県立施設のビジョンを踏まえた取り組み）に向けて

2年後の指定管理運営終了後、県立障がい者支援施設の方向性のビジョンを踏まえた取り組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ① 園内プロジェクトチームの継続開催
- ② 第2期の実績評価
- ③ 事業計画の検討
- ④ 利用者の意思決定支援の取り組みから、地域生活移行
- ⑤ 建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり、再整備に向けたスキームについて神奈川県との協議

3 法人事務局・各園の重点施策

【法人事務局】

(1) 会議の見直しと効率化

利用者対応及び記録の時間確保・充実を図るため、法人諸会議の更なる回数、メンバー、会議統合等、会議体制を見直し、効率的な運営を進めてまいります。また、ICT機器の活用を広げ、オンライン会議、ペーパーレス化をより促進してまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、より見直しを進めていきます。

- ① 新しい生活様式に適合する会議形式と会議運営
- ② 議事録の音声入力導入
- ③ 効率や効果的になるように柔軟な開催と会議時間の短縮や会議数の減少

(2) 成年後見制度の普及啓発・推進

法人全体の支援の質の向上と地域貢献としての法人後見の事業検討に向けて、法人事務局内に設置した成年後見制度推進担当を強化し、成年後見制度のスタートアップを支援・推進してまいります。

- ① 各園における成年後見に関する職員研修・人材育成
- ② 各園における成年後見制度の積極的活用
- ③ 各園における利用者の通帳管理の整理

(3) ICT機器を活用した支援の効率化

今後ますます重要性を増している支援現場における記録や対応の充実のため、財源や優先順位を検討した上で、ICT機器を活用した効率化を進めてまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、よりICT機器の活用を進めていきます。

- ① 法人イントラのカスタマイズと記録の効率化
- ② オンライン面会等のコミュニケーションツールとしての活用
- ③ 補助金等を活用した介護ICT機器の導入
- ④ 低コスト・クラウド化の推進と支援職場のPC・ソフトの充実強化
- ⑤ インカムの導入と機器に適した使用方法の実施

(4) 新しい時代に対応する人財(材)育成

法人では、これまで職員研修の充実に取り組みを進めてきましたが、「新たな当事者目線の障がい福祉」を始めとした研修の重要性への高まりへの対応と、新型コロナウイルス感染症拡大による従来型職員研修の見直しを行い、新たな時代に対応する人財(材)育成を進めてまいります。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、職員研修のあり方を再考し、支援現場の安全確保を行った上での人財(材)育成を進めていきます。

- ① Web型職員研修と選択型研修メニューの充実
- ② 「新たな障がい福祉」を担う研修の実施
- ③ 支援現場の安全確保を行った上での研修科目の整理や手法の実践

(5) 適正な経理、コンプライアンスの徹底及び経営の安定化に向けた取り組み

コンプライアンスを徹底し、日々の適正な経理処理に努めてまいります。

また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定による法人が実施する各事業への影響を速やかに把握し、加算の算定による収益の最大限確保に法人全体で取り組み、安定した経営と健全な財務基盤の構築を目指してまいります。

- ① 日々の適切な金銭管理の実施
- ② コンプライアンスの徹底
- ③ 経理支援業務委託先会計事務所による巡回指導及び内部監査による適正経理の推進
- ④ 令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定の法人経営への影響の分析
- ⑤ 管理会計による経営状況の把握と経営改善に向けた事業の組み替え等の検討

※ 管理会計とは、経営者や責任者が経営判断の材料として活用することを目的とした会計のこと。

(6) 防災・防犯対策の充実・強化

近年、梅雨や台風シーズンに限らず、線状降水帯の通過など突発的な集中豪雨が増えています。そこで、園のある地点のハザードマップを再度確認し、グループホーム等からの避難誘導等を中心にBCPの再点検を継続して実施するとともに、近年、増え始めている不審者対策として、津久井やまゆり園事件以降の施策環境の変化を踏まえ、防犯

体制・対策の見直しを実施してまいります。

なお、令和6年能登半島地震が発生し、これを教訓とすることはもちろん、被災地への災害派遣も重要であり、平時からの取組みを強化します。

- ① B C Pの再点検
- ② 防犯訓練と防犯機器の点検の実施
- ③ 神奈川D W A Tチームの再編

(7) 法人祈りの日の継続実施と鎮魂のモニュメントの活用

平成28年7月26日、津久井やまゆり園で19名の利用者の方の尊い命が奪われ、27名の方が傷つけられるという、あってはならない悲惨な事件が発生しました。津久井やまゆり園の正門前の広場には、事件で亡くなられた方々を追悼し、事件を風化させないため、神奈川県によって「鎮魂のモニュメント」が設置されています。法人は、この事件を法人運営の貴重な教訓としてしっかりと引き継ぐとともに、毎月26日の「法人祈りの日」には、各園や各事業所において、亡くなられた方々の在りし日のお姿に思いを馳せ、その冥福を祈るため、黙祷をささげてまいります。

- ① 法人祈りの日の継続実施
- ② 鎮魂のモニュメントの活用
- ③ 津久井やまゆり園事件ご遺族への対応

(8) 感染症対策の充実強化

新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、依然として利用者の生活の場への影響は続いています。引き続き、新型コロナウイルスも含めたあらゆる感染症への対策について、法人一丸となって取り組んでまいります。

- ① 感染症対策備品等の再確認と体制維持
- ② 感染症対策の研修の実施

【秦野精華園・希望の丘はだの】

(1) 秦野精華園・希望の丘はだの経営基盤の安定化（再掲・重プロ4）

平成29年度に県から移譲された秦野精華園は4人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も100名から60名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも希望の丘はだのの就労移行支援事業を引き継ぎ、就労継続支援B型（地域生活利用者の受け入れ体制）、生活介護とあわせて定員40名で再スタートしました。また、就労定着支援事業とあわせた切れ目のない福祉サービス事業の展開を行い、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和2年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員40名、通所定員10名（生活介護33、生活訓練8）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせての歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、歳出超過構造の解消に努めてまいります。

- ① 希望の丘はだの及び秦野精華園の事業再編
- ② 地域生活移行後の通所就労移行支援体制の確立
- ③ 秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の継続
- ④ 秦野精華園における重度個別支援体制（重度障がい者支援加算（Ⅱ））の全ての課での導入
- ⑤ 希望の丘はだののユニット加算（障害者地域生活サポート事業）の対象者受け入れ促進
- ⑥ 秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化の確立
- ⑦ 支援ニーズに合致した手厚い支援体制の日中支援型ホーム等への見学、体験入所の推進
- ⑧ 特別支援学校、児童施設等への利用者確保（特に女性利用者）活動PR活動の再開促進と高等部1、2年生の事前体験利用としての短期入所受入れ開始。
- ⑨ 希望の丘はだのにおける地域生活定着支援センターと連携した触法ケースの受入れ推進と支援体制の確立

（2）地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施（再掲・重プロ2-5）

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの自立支援プログラムを構築していきます。

- ① グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施の定着
- ② 地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援
- ③ 生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の定期開催の定着
- ④ 卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

(3) 就労移行支援・就労支援の充実

入所支援を基本とした就労移行支援の展開において明らかとなった支援期間や生活環境の課題解消に取り組んでいきます。就労移行支援・就労支援については、通所支援へ集約再編出来るよう、計画的な対象利用者の確保活動、移行支援を推進してまいります。

- ① 就労移行支援・就労支援の充実。利用状況に応じて就労定着支援の職員体制の強化を検討。
- ② 希望の丘はだの入所機能の生活支援施設への特化と特色ある支援プログラムの構築

(4) 地域生活支援の充実（再掲・重プロ2-6）

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

- ① ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの安定運営と支援体制の再編
- ② 契約更新を2年～3年後に迎える既存ホームの建て替えや移転に向けたオーナーとの事前折衝の開始（3ホーム程度を予定）を実施したが、オーナー側から建築費高騰により建て替えや新規建設が難しいとの意向が示された為、折衝を断念し、秦野駅、東海大学前駅周辺の既存物件等での新規ホーム設置計画に変更。

(5) こども食堂の運営

社会福祉法人の地域貢献事業として、地元大根地区の要望である「子どもたちへの朝食提供」支援に取り組んでいきます。「朝食支援型こども食堂」を大根地区新しい街づくり運動推進委員会、みんなの食堂☆広畑との相互連携事業として運営する協働活動の構築に取り組んでいきます。

- ① 令和4年6月より開始した「みんなの食堂（朝食支援型こども食堂）」ラパニスの実績に基づいた協議実施、変更等の検討
- ② 令和4年11月より実施している夕食支援の今後のあり方の検討と協議

(6) 在宅者等地域生活継続支援としての生活介護事業の展開

重複障がい等障がいの重い方の在宅生活を維持、継続する支援体制を生活介護事業として展開していきます。

- ① 機械浴等入浴サービスの提供充実、送迎支援の充実
- ② 施設入所支援との協力体制によるレスパイト的短期入所の利用促進と定着
- ③ 居宅・相談支援との連携による休日余暇活動支援の利用推進
- ④ 支援学校から実習生の受け入れを積極的に行い、あわせて秦野市内を中心に相談事業所と連携し利用者の安定的な利用促進

(7) 防災・防犯対策の充実・強化

火災や地震発生を想定した防災・避難訓練の継続と共に近年頻発している風雨水害、土砂災害の発生を想定した避難、送迎訓練を計画実施していきます。現行の各事業所BCPへ新型コロナウイルス等感染症対応のBCPも追加し、これらに基づく訓練を定期的の実施してまいります。秦野精華園・希望の丘はだのの利用者特性や事業に沿って、保険会社、秦野警察署等の協力の元各種研修会を実施してまいります。

- ① BCPの改定と感染症対応訓練の実施
- ② 夜間休日等を想定した緊急搬送訓練の定着
- ③ 秦野警察署と連携した利用者向け非行防止勉強会の実施
- ④ 職員向け安全運転講習の定期開催継続と運行前後体調チェックの定着
- ⑤ 秦野警察署との合同防犯訓練の定期実施

(8) 法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備

(再掲・重プロ1-7)

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の34年間のあゆみは、神奈川県における知的障がい者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

- ① かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化
- ② ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催
- ③ 常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進
- ④ 利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施
- ⑤ 軽度知的障がい者の支援のポイント研修の開催
- ⑥ 虐待根絶に向けた権利擁護思想の育成（職員・利用者共に）

【厚木精華園】

(1) 生活課運営体制の安定・充実

適正な寮編成や新規入所者の特性等のバランス等を精査し、支援・介護・看護での体制の安定・充実を図ることを継続しつつ、意思決定支援の強化を図ってまいります。

令和5年8月に発生した虐待事案の再発防止として、当事者目線の支援についてより強化を図ります。利用者が施設の中で生活が完結することなく、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やしながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行に取り組んでまいります。また、新規入所者においても入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、日中活動については当園の生活介護に限らず、他事業所への通所継続の調整

など、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- ① 高齢利用者の機能低下や介護度に合わせたハード面の工夫
- ② 適正な寮編成と新規入所者の特性等のバランス等を精査
- ③ 支援・介護・看護での体制の安定・充実
- ④ 意思決定支援の充実・強化
- ⑤ 日中の過ごしへの充実、見学・体験機会の提供

(2) 権利擁護の推進と虐待の根絶

令和5年8月に発生した虐待事案の再発防止として、当事者目線の支援についてより強化を図るとともに、職員間のコミュニケーション機会の確保や業務負担の軽減・支援体制の整備を図るなど、風通しのよい職場環境を作り、虐待の根絶に努めてまいります。

- ① 利用者の意見を園運営へ反映する仕組みづくりと参画
- ② 「ヒアリングシート」を活用し、利用者一人ひとりをより深く知る
- ③ 苦情解決第三者委員、オンブズマンの更なる活用による利用者意見の反映
- ④ 定期的な面談の実施と幹部職員による現場巡回
- ⑤ 職員の業務負担の軽減、支援体制の整備

(3) 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

令和3年度まで取り組んできた利用者の高齢化・重度化に対応したグループホームの設置については、県内の日中サービス支援型GHの視察等による職員配置など予算確保等課題を検討してまいります。その結果を踏まえ、令和4年度に事業計画を作成します。

令和5年度以降、事業計画に基づき建設予定地確定、利用者・関係機関へのインフォメーションを経て、令和8年運営開始を目指して、今までの検討や取組を継続しつつ、地域生活移行ニーズに対応可能な共同生活住居の計画・運営に取り組んでまいります。

- ① 豊かな地域生活を過ごせる立地条件の選定
- ② 地域移行ニーズ調査に基づく対応強化

(4) 厚木地区相談支援事業の充実強化（再掲・重プロ2-8）

令和6年度より、厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、あつあい相談支援事業所として、市町村からの委託相談等の受託の方向性を強化してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

- ① 相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施
- ② 相談支援のための人材育成システムの検討

(5) 厚木精華園の県立施設のビジョンに対する法人の将来に向けて（再掲・重プロ6-1）

2年後の指定管理運営終了後、県立障がい支援施設の方向性のビジョンを受けて、法人の将来を見据えた取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ① 園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ② 第2期の実績評価
- ③ 事業計画の検討
- ④ 利用者の意思決定支援の取組みから、地域生活移行
- ⑤ 建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり

【愛名やまゆり園】

(1) 重度・重複障がい等の専門的な支援と当事者目線の支援の取組み（再掲・2-9）

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けて導入したコンサルテーション事業を活用し、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やし、令和4年度に作成した意思決定支援ヒアリングシートを活用して支援を行います。

令和5年11月に発生した愛名やまゆり園等の虐待事案の再発防止として、利用者の気持ちにたって実践していきます。

- ① 外部コンサルテーションを、寮の現場で直接指導を受ける形での実施
- ② 個人記録への反映
- ③ ストレングスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成とヒアリングシートの随時更新
- ④ 寮、事業所ごとに利用者自治会の開催及び園全体の利用者自治会の支援
- ⑤ 利用者の意見を園運営に反映
- ⑥ 当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施
- ⑦ 地域生活移行を見据え、日中活動の見直し

(2) 加齢や障がいの重度化に伴う寮間移行・生活環境等の見直し

利用者を理解するためのアセスメントと居室等環境確認表の定期的な実施から、利用者の状態像に合わせた建物・設備、生活環境等の改善、改修等を計画してまいります。

- ① 利用者の希望の集約。定期的なアセスメント等の実施

- ② 加齢や重度化に伴う利用者の寮間移動
- ③ 利用者特性、障がい程度に見合う環境設定
- ④ 各寮から候補者を選定し、体験利用等の実施
- ⑤ 高齢や重度でも地域生活をあきらめない職員の意識改革

(3) 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくりと虐待を根絶するための取り組み

虐待が繰り返し発生したことを猛省し、虐待を根絶するため、原因究明と再発防止に取り組めます。

- ① 再発防止策の着実な実施と第三者委員会への協力
- ② 行動制限判定会議（改正予定：身体拘束適正化委員会）の継続実施
- ③ コンサルテーション事業等に、支援改善担当理事等の参画
- ④ 自閉スペクトラム症や行動障がいの特性を理解した専門的な支援の実施
- ⑤ 虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現
- ⑥ 必要な場面で職員間の連携や応援をスムーズに進めるためのインカムの導入及び機器に適した使用方法の実施
- ⑦ アンガーマネジメント、不祥事防止研修等の継続実施
- ⑧ 風通し良く職員が楽しく働くことができる職場づくり
- ⑨ 職員目線の「支援してあげてるのに」という思考、支援姿勢からの脱却
- ⑩ 見守りカメラの活用方法の見直し
- ⑪ 外部の方の視点を取り入れた園運営
- ⑫ ご家族、後見人、ボランティアの方々等に寮内を積極的にみていただき感想、意見、評価を活かした園運営

(4) 厚木地区相談支援事業所の充実強化等（再掲・重プロ2-8）

令和6年度より、厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、あつあい相談支援事業所として、市町村からの委託相談等の受託の方向性を強化してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

- ① 相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施
- ② 相談支援のための人材育成システムの検討

(5) 飯山地区日中活動支援センター、しらゆりにおける入所施設との連携等

入所施設利用者から地域生活移行に向けて、平日の日中活動を地域にある事業所に通うことを目標にした体験利用を進めてまいります。また、飯山地区日中活動支援センターにおける日中一時支援事業のあり方を検討してまいります。

- ① 様々な活動や作業等の提供
- ② 利用者の意思決定を尊重した日中活動の提供
- ③ 利用者、家族等への説明と見学、体験利用等の実施
- ④ 飯山地区日中活動支援センターにおける、日中一時支援事業のあり方検討・準備

(6) グループホームの再整備等

住み慣れた地域で利用者が望む暮らしを実現するために、既存ホームの契約満了に伴い、高齢化、重度化に対応した設備の改修、増築、返還等を検討してまいります。利用者の経験を増やし地域生活移行に向けて取り組んでまいります。

- ① 加齢・重度化する利用者支援への対応
- ② 生活支援員、世話人の増配置等を検討と世話人の柔軟な雇用体系の確立。
- ③ 状態像に合わせたホーム間移行や高齢施設等への移行
- ④ 入所施設利用者から地域生活移行に向けた行事体験、食事体験、宿泊体験
- ⑤ 地域生活移行へ向けたグループホームの新設の検討

(7) 近隣住民等を対象とするイベント等の開催と信頼回復を目指した園の情報発信

「ともに生きる社会かながわ憲章」を推進するため、近隣住民と一体となってイベントを開催、近隣自治会活動等へ利用者と共に参画し、障がいのある方と地域を共に作り楽しむ機会を提供してまいります。

利用者、ご家族、後見人、関係者、地域の方々等に虐待事件の検証状況、再発防止策の取組み等について丁寧に説明、発信してまいります。

- ① 地域住民と連携した環境美化活動の検討
- ② 園内・外周や法面等の草木の整備、高齢化した樹木の伐採。障がい福祉サービス事業所や障がい者雇用、シルバー人材等の活用。環境整備等への業務の細分化
- ③ 利用者、ご家族、後見人の方々に、虐待事件の検証状況、再発防止策の取組み等についての説明会の継続実施
- ④ 広報誌、ホームページ等において、虐待事件の検証状況・再発防止策の取組み等についての発信

(8) 地域の防災力強化に向けた取組み（愛名地区）

障がいのある方もない方も地域にある愛名やまゆり園を活かした近隣自治会と共同の避難所運営に向けた、防災訓練や避難行動要支援者移送訓練に取り組んでまいります。また、年末年始防犯パトロール等地元自治会と協力して取り組んでまいります。

①愛名自治会と「災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書」に沿った協力、連携

②厚木市危機管理課等と共同・合同防災訓練等を検討

(9) 防災に関する地域連携（荻野地区）

災害発生等での厚木市との「災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定」の締結に基づく荻野地区施設連絡会所属施設として同連絡会の防災活動に積極的に参加していきます。また、あつあい相談支援事業所は、災害時の緊急避難場所として在宅障害者等に対して緊急避難場所、援助物資等の提供等厚木市地域防災拠点事業としての荻野地域包括支援センターと協力・参画した取組みを促進させてまいります。

令和6年度は、災害緊急避難場所啓発活動の観点から、地域住民を対象とした炊き出し訓練を地域包括支援センターと協働にて実施検討をします。

- ① 災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定に基づく対応の実施
- ② 厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施

(10) 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進（再掲・重プロ2-7）

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する（福）敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

- ① ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築
- ② 厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】
- ③ 地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

(11) 愛名やまゆり園の次期指定管理運営（県立施設のビジョンを踏まえた取組み）に向けて（再掲・重プロ6-2）

2年後の指定管理運営終了後、県立障がい者支援施設の方向性のビジョンを踏まえた取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ① 園内プロジェクトチームの継続開催
- ② 第2期の実績評価
- ③ 事業計画の検討
- ④ 利用者の意思決定支援の取組みから、地域生活移行
- ⑤ 建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり、再整備に向けたスキームについて神奈川県との協議

【津久井やまゆり園】

(1) 津久井やまゆり園の円滑な運営

神奈川県は令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を策定、津久井やまゆり園については、「当事者目線の支援の実践や通過型施設として地域生活移行の取組など、指定管理の状況を検証するとともに、その成果を研究等に生かしながら方向性を検討していく。」としました。津久井やまゆり園では、県に提出した事業計画書に基づいた取り組みを実践し、県立障がい者支援施設としての役割を果たすとともに、利用者本人の望む暮らしの実現を目指してまいります。

- ① 県へ提出した指定管理者の事業計画書の実践
- ② 緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化
- ③ 園運営の安定化と支援サービスの向上
- ④ 従事者の確保と人材育成
- ⑤ みどり会（家族会）と園運営等に係る意見交換会の開催など更なる連携強化
- ⑥ 後援会と地域生活支援、地域貢献での更なる連携強化

（2）当事者目線による意思決定支援の推進（再掲・重プロ2-10）

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジメントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

また、意思決定支援の実践者として、これまでの実績を活かし、神奈川県と連携を図りながら意思決定支援の普及啓発に取り組んでまいります。

- ① 当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ② 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ③ 利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ④ 利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑤ 利用者の意見を園運営に反映
- ⑥ 意思決定支援の普及啓発

（3）地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化（再掲・重プロ2-11）

ご本人の望む生活や地域生活移行を進めるため、グループホームでの生活や通所事業所等での作業活動を体験する「チャレンジ活動」の充実を図ってまいります。日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等を利用いただくなど、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めてまいります。また、外部に当園の生活介護事業の従たる事業所を設置するための検討と準備を進めてまいります。

- ① 地域生活移行に向けた支援の推進

- ② 利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取り組み
- ③ 本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④ 地域生活及び居住の支援
- ⑤ 在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ
- ⑥ 生活介護事業の従たる事業所を設置するための検討・準備

(4) 権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の根絶（再掲・重プロ2-12）

支援における取り組みを検証する津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を定期的開催し、委員の皆様から外部の視点で活発なご意見をいただき、日々の支援に反映させることで、権利擁護の推進と身体拘束によらない支援に努めてまいります。また、身体拘束適正化委員会、虐待防止委員会の開催や職員の業務負担の軽減、応援体制の整備を図るなど、身体拘束によらない支援構築、虐待の根絶に努めてまいります。

- ① 津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の開催
- ② 身体拘束によらない支援の取り組み
- ③ 虐待の根絶に向けた取り組み
- ④ 職員の業務負担の軽減、応援体制の整備
- ⑤ 第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

(5) グループホーム事業の再整備（再掲・重プロ2-13）

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームを、令和7年度中の新規開設を目標に準備を進めてまいります。また、既存グループホームの更なる支援サービスの向上に取り組んでまいります。

- ① 利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ② 既存グループホームの更なる支援サービスの向上

(6) 直営施設の再整備（再掲・重プロ2-14）

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再整備に取り組んでまいります。

- ① 生活介護事業所の新設・再編に向けた検討・準備
- ② 若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方の検討とその結果による取り組み

(7) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発、福祉教育への貢献

「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発を図るため、園に設置された「鎮魂のモニュメント」を積極的に活用することで、障がいを理由とする差別の解消の推進や、人権擁護等の啓発活動に積極的に取り組んでまいります。また、献花や見学に来園された方に対するおもてなしや、「ともに生きる社会かながわ憲章」をテーマとした展示、講演会を開

催し、津久井やまゆり園事件を風化させないための取り組みを進めてまいります。

- ① 相模原市教育委員会、小中学校等との連携、福祉教育への貢献
- ② 福祉従事者、見学者の積極的な受け入れ、講演会等の実施
- ③ 献花に来園されたお客様に対するおもてなし
- ④ 津久井やまゆり園事件を風化させたいための展示の充実
- ⑤ Facebook 等を活用した積極的な情報発信

(8) 開かれた施設づくりと地域貢献

施設の「交流ゾーン」等を活用した地域住民との交流や地域の憩いの場としての活用、診療所での在宅障がい児者等の歯科診療の開始や地域サービス事業の充実など、開かれた施設づくりと地域貢献に取り組んでまいります。また、地元自治会行事への積極的な参加や、地元自治会の災害時における一時避難所としての活用など拠点施設としての役割を果たしてまいります。

- ① 施設の「交流ゾーン」等を活用した地域との交流
- ② 診療所での在宅障がい児者等の歯科診療に向けた準備・開始
- ③ 在宅障がい児者向け地域サービス事業の充実
- ④ 地元自治会行事（定期清掃・防災訓練等）への積極的な参加
- ⑤ 地元自治会の災害時における一時避難所としての活用
- ⑥ さがみはらSDGsパートナーとしてSDGsを推進

(9) 事故不祥事への対応と組織活性化への取組み（再掲・重プロ1-8）

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織として迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度と4年度に取り組んだ「組織活性化のための5S活動」の理念を基に、風通しのよい組織風土の醸成と、職員が楽しく働くことができる職場づくりを目指してまいります。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 組織活性化のための5S活動の実践
- ③ 風通しの良い組織風土作りの醸成
- ④ 職員が楽しく働くことができる職場づくり

(10) 防災・防犯対策、感染症対策の強化

防災対策については、特に令和6年能登半島地震を教訓とし、災害は起きるという前提のもと、危機感を共有して園全体で防災・減災対策に取り組んでまいります。防犯対策については、津久井やまゆり園事件を教訓とし、同様の事件を二度と起こしてはならないと

いう共通認識のもと、不審者等の侵入を想定した防犯訓練や津久井警察署との合同訓練を定期的に実施してまいります。感染症対策については、感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定と運用、感染防止対策の徹底に取り組んでまいります。

- ① 風水害、土砂災害を想定したBCP（事業継続計画）の見直し
- ② 防災資機材の充実
- ③ 事件を教訓とした利用者の安全確保に向けた防犯訓練の実施
- ④ 地元自治会、津久井警察署との連携強化
- ⑤ 感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定と運用、感染防止対策の徹底